

違反対象物の公表制度

平成30年4月1日運用開始

公表制度とは

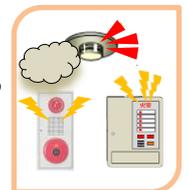
重大な消防法令違反のある建物の情報を山口市のホームページに公表する制度です。

公表の対象となる建物

遊技場・飲食店・宿泊施設など、不特定多数の方が利用する建物
病院・社会福祉施設など、一人で避難することが難しい方が利用する建物

公表の対象となる違反

- ・屋内消火栓設備 → 火災時の初期消火に有効な設備
- ・スプリンクラー設備 → 火災を早期に発見する設備
- ・自動火災報知設備



…これらの設備が必要な建物で、次の違反がある場合に公表対象になります。

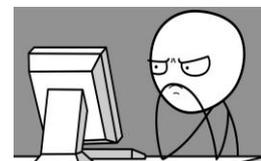
- ①全く設置されていない
- ②設置されていても維持管理の不適により主たる機能が失われている

公表の流れ

立入検査により確認した違反内容を建物関係者に通知した日から14日を経過してもその違反が認められる場合に、違反が是正されるまでの間公表します。

公表の内容

- ①建物の名称
- ②所在地
- ③違反の内容 など



建物関係者のみなさまへ



以下の変更を行う場合には、新たに消防用設備等の設置が必要になることがありますので、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

- ☑増改築や隣接建物との接続を行う場合
- ☑既存の建物に飲食店・福祉施設などが新たに入居する場合
- ☑模様替えにより棚などで窓や扉をふさぐ場合
- ☑窓にフィルムを貼る場合